



産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都武蔵村山市中央二丁目 18 番地の 3

氏名 比留間運送株式会社
代表取締役 比留間 宏明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3 年 12 月 20 日

許可の有効年月日 令和 10 年 12 月 19 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおり）

破 砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(以上 8 種類)

溶 融：廃プラスチック類

(以上 1 種類)

圧 縮：金属くず

(以上 1 種類)

圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず

(以上 3 種類)

発 酵：汚泥、動植物性残さ

(以上 2 種類)

造粒固化：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(以上 2 種類)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおり）

所在地：東京都武蔵村山市伊奈平三丁目 25 番地の 5

3 許可の条件

- (1) 作業時間は原則として、8 時から 20 時までとする。
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。
(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3 年 12 月 20 日 新規許可
令和 3 年 12 月 20 日 更新許可 第 6 回
令和 7 年 11 月 28 日 変更届 破砕機の入替え
令和 8 年 5 月 8 日 変更届 焼却施設の廃止

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

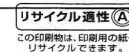
2 事業の用に供する施設

所在地：東京都武蔵村山市伊奈平三丁目 25 番地の 5

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
破砕	廃プラスチック類	6.3 t/日	—	平成3年11月14日	産施 第10031号	(設置) 平成13年2月1日 (変更許可) 令和2年8月27日
破砕	廃プラスチック類	48.0 t/日	—	平成3年11月14日		
破砕	繊維くず	32.1 t/日	—	令和3年1月29日		
	廃プラスチック類	44.7 t/日	—			
破砕	繊維くず	32.3 t/日	—	平成10年6月30日		
	木くず	17.1 t/日	—			
破砕	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	480.0 t/日	480.0 t/日	平成19年11月14日		
	がれき類	480.0 t/日				
破砕	廃プラスチック類	45.6 t/日	53.5 t/日	平成19年11月14日		
	紙くず	52.8 t/日				
	木くず	25.4 t/日				
	繊維くず	39.6 t/日				
	ゴムくず	25.4 t/日				
	金属くず	81.6 t/日				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	198.0 t/日				
	がれき類	198.0 t/日				
破砕	木くず	186.4 t/日	—	令和7年11月21日	産施 第10044号	平成28年7月29日
破砕	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（蛍光灯ランプ）（水銀使用製品産業廃棄物）	—	2.8 t/日	平成23年12月1日	—	—
溶融	廃プラスチック類	2.4 t/日	—	平成19年11月14日	—	—
圧縮	金属くず	4.3 t/日	—	平成19年11月14日	—	—
圧縮	金属くず	10.2 t/日	—	平成29年2月14日	—	—
圧縮梱包	廃プラスチック類	180.0 t/日	—	平成15年8月19日	—	—
	紙くず	166.8 t/日				
圧縮梱包	廃プラスチック類	24.3 t/日	—	平成21年9月14日	—	—
	繊維くず	17.2 t/日				
圧縮梱包	廃プラスチック類	64.5 t/日	—	令和6年2月26日	—	—
	紙くず	62.5 t/日				
発酵 (堆肥化)	汚泥（有機性のものに 限る。）	—	3.5 t/日	平成19年11月14日	—	—
	動植物性残さ	—				
造粒固化	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード・軽量気泡コンクリートの破砕処理後のものに 限る。）	—	6.1 t/日	平成30年8月31日	—	—
	がれき類（破砕処理後の ものに限る。）	—				

(以下余白)

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



産廃エキスパート

都認定番号:7-25-C0068



東京都

このマークは東京都の優良認定事業者のマークです。